

○姫路市体育施設条例

昭和５５年３月３１日

条例第５号

(設置)

第１条 市民の保健、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与するため、体育施設を設置する。

(名称、位置及び区分)

第２条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
姫路市立総合スポーツ会館	姫路市中地４５３番地
姫路市立中央体育館	姫路市西延末９０番地
姫路市立球技スポーツセンター	姫路市花田町加納原田８１３番地
姫路市立ひめじスーパーアリーナ	姫路市西延末４５０番地
姫路市立姫路球場	姫路市飯田５４０番地
姫路市立豊富球場	姫路市豊富町豊富３９１０番地１
姫路市立中島野球場	姫路市飾磨区中島２５５８番地
姫路市立灘浜野球場	姫路市白浜町灘浜８番地
姫路市立広畑野球場	姫路市広畑区鶴町一丁目５６番地
姫路市立白浜新開野球場	姫路市白浜町甲９１２番地１
姫路市立林田グラウンド	姫路市林田町上構３４３番地２
姫路市立陸上競技場	姫路市中地３７７番地１
姫路市立田寺テニスコート	姫路市田寺東二丁目１２番１号
姫路市立網干テニスコート	姫路市網干区新在家１３２０番地４
姫路市立広畑テニスコート	姫路市広畑区鶴町二丁目３８番地
姫路市立広畑トレーニングルーム	姫路市広畑区正門通三丁目７番地
姫路市立花北体育館	姫路市増位新町二丁目１２番地
姫路市立飾磨体育館	姫路市飾磨区細江１０４番地３
姫路市立スケートボードパーク	姫路市西延末４８４番地
姫路市立網干南公園相撲場	姫路市網干区新在家２４６番地
姫路市家島Ｂ＆Ｇ海洋センター	姫路市家島町真浦１７３２番地７３

姫路市立家島運動広場	姫路市家島町真浦 1 7 3 2 番地 6 3
姫路市立坊勢スポーツセンター	姫路市家島町坊勢 7 0 0 番地 2 4
姫路市立坊勢運動広場	姫路市家島町坊勢 7 6 8 番地
姫路市立夢前スポーツセンター	姫路市夢前町神種 1 0 4 2 番地
姫路市立香寺温水プール	姫路市香寺町香呂 2 3 9 番地 1
姫路市立香寺総合公園スポーツセンター	姫路市香寺町行重 3 3 5 番地
姫路市立安富スポーツセンター	姫路市安富町安志 6 7 3 番地 3
姫路市安富B&G海洋センター	姫路市安富町植木野 3 0 番地 7

2 前項に規定する各体育施設は、競技場及び附帯施設に分け、その区分は別表第 1 に定めるところによる。

(使用できる時間)

第 2 条の 2 体育施設を使用できる時間は、別表第 2 に定める時間とする。ただし、第 1 6 条に規定する指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用できる時間の開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に使用できる時間を変更することができる。

(休館日)

第 2 条の 3 体育施設の休館日は、別表第 3 に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(施設の使用区分)

第 2 条の 4 体育施設の競技場及び附帯施設の全部又は一部を競技会等のために独占して使用することを占有使用といい、体育施設の競技場及び附帯施設の一部を独占しないで個人的に使用することを個人使用という。

(使用許可)

第 3 条 占有使用及び個人使用をしようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。ただし、姫路市立スケートボードパークのスケートボード場、姫路市立家島運動広場及び姫路市立坊勢運動広場のグラウンド並びに姫路市立香寺総合公園スポーツセンター及び姫路市立安富スポーツセンターの多目的広場の個人使用をしようとする者については、この限りでない。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 体育施設の建物、建物の附属設備及び体育施設の器具備品その他これらに類する物品（以下これらを「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 体育施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

第4条の2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める体育施設の競技場を使用することができない。

- (1) 義務教育終了前の者 姫路市立総合スポーツ会館、姫路市立ひめじスーパーアリーナ、姫路市立広畑トレーニングルーム、姫路市立花北体育館及び姫路市立香寺総合公園スポーツセンターのトレーニングルーム並びに姫路市立総合スポーツ会館の弓道場
- (2) 義務教育終了前の者であって保護者又は指導者が同伴しないもの 姫路市立ひめじスーパーアリーナの近的用弓道場及び遠的用弓道場
- (3) 3歳未満の者及び3歳以上小学3年生以下の者であって保護者又は指導者が同伴しないもの 姫路市立総合スポーツ会館の温水プール並びに姫路市立ひめじスーパーアリーナの50m温水プール及び25m温水プール
- (4) 小学3年生以下の者であって保護者が同伴しないもの 姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プール及び多目的広場

（使用許可の条件）

第5条 市長は、使用許可に際し、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

（目的外使用の禁止等）

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の変更等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反して体育施設を使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力によって使用されることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公用、保安又は体育施設の管理上の都合により市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 占用使用の使用料は、別表第4に定める額とする。

3 個人使用の使用料は、別表第5に定める額とする。

4 附帯施設、附帯設備及び備品の使用料は、市長が規則で定める。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第7条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合により体育施設を使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、使用する建物等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、体育施設の係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(損害の賠償及び事故の責任)

第13条 体育施設の建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は前条第3項に規

定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

- 2 使用者は、体育施設の使用に関して生じた一切の事故につきその責めを負うものとする。

（行為の禁止）

第14条 何人も体育施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体育施設の建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は許可なくして火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、体育施設の管理に支障がある行為をすること。

（入場の拒否、退場命令等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、体育施設への入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、体育施設の管理上必要な指示に従わない者

- 2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他の必要な措置をしなければならない。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育施設（姫路市立網干南公園相撲場及び姫路市安富B&G海洋センターを除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第12条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第17条 体育施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 体育施設の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) 体育施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った体育施設の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) 体育施設の設置の目的に寄与する事業を企画し、実施する能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当するものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

第18条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度同条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。
- (2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

第19条 市長は、議会の議決を経て、候補者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

（指定管理者の業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 体育施設及びその設備の維持管理を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し市長が必要と認めること。

（事業報告書の提出）

第 2 1 条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第 2 4 4 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第 2 2 条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（利用料金）

第 2 3 条 市長は、第 1 6 条の規定により、指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、姫路市立ひめじスーパーアリーナ、姫路市立田寺テニスコート、姫路市立網干テニスコート、姫路市立広畑テニスコート、姫路市立広畑トレーニングルーム、姫路市立飾磨体育館、姫路市家島 B & G 海洋センター、姫路市立家島運動広場、姫路市立坊勢スポーツセンター、姫路市立坊勢運動広場、姫路市立夢前スポーツセンター、姫路市立香寺温水プール、姫路市立香寺総合公園スポーツセンター及び姫路市立安富スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 4 及び別表第 5 に定める使用料並びに規則で定める附帯施設及び備品の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（補則）

第 2 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、姫路市立田寺テニスコートに係る規定は、昭和 5 5 年 5 月 1 日から施行する。

2 姫路市体育施設条例（昭和 3 8 年姫路市条例第 6 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際現に旧条例の規定により使用許可又は使用料の減免を受けている者

に係る体育施設の使用については、なお従前の例による。

- 4 昭和56年4月1日から6箇月を超えない範囲内で市長が定める日までの間は、姫路市立中島野球場に係る使用料は、第8条の規定にかかわらず徴収しない。

(昭和56年8月27日告示第125号で市長が定める日は昭和56年9月30日)

附 則(昭和56年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月25日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第1に姫路市立網干テニスコートを加える改正規定は、昭和58年5月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の姫路市体育施設条例の規定により使用許可又は使用料の減免を受けている者に係る体育施設の使用については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月28日条例第19号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月26日条例第27号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市体育施設条例の規定は、施行日以後の使用許可申請に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年6月27日条例第37号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年6月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日条例第22号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月24日条例第42号)

この条例は、昭和64年1月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第1に姫路市立広畑野球場を加える改正規定は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年３月２４日条例第１４号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。ただし、第２条及び別表第１に姫路市立林田グラウンドを加える改正規定は、平成元年４月１５日から施行する。

附 則（平成元年９月３０日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び別表第１に姫路市立白浜新開野球場を加える改正規定は、平成元年１１月１日から施行する。

附 則（平成２年１０月３日条例第２４号）

この条例は、平成２年１１月１９日から施行する。

附 則（平成４年３月２６日条例第４号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成６年３月２９日条例第１４号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月２６日条例第２５号）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、別表第１及び別表第２に姫路市立豊富球場を加える改正規定は、平成８年４月１日から施行する。

２ 姫路市立豊富球場の野球場は、平成８年７月１日から供用を開始する。

附 則（平成９年３月３１日条例第３号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１２年３月２９日条例第４２号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年７月１日条例第３６号）

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１項の改正規定、第２条の次に３条を加える改正規定（姫路市立総合スポーツ会館、姫路市立中央体育館及び姫路市立飾磨屋内プールに係る部分に限る。）、第４条の次に１条を加える改正規定、第８条及び第１６条の改正規定、第１７条を第２４条とし、第１６条の次に７条を加える改正規定（第２１条から第２３条までの規定に係る部分に限る。）、別表第１の改正規定（姫路市立総合スポーツ会館、姫路市立中央体育館、姫路市立球技スポーツセンター、姫路市立飾磨屋内プール、姫路市立太尾キャンプ場及び姫路市立そうめん滝キャンプ場に係る部分に限る。）、別表第２の改正規定、別表第２の次に１表を加える改正規定並びに次項の規定は、平成１８年４月１日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 姫路市立総合スポーツ会館条例（昭和55年姫路市条例第54号）
- (2) 姫路市立飾磨屋内プール条例（昭和55年姫路市条例第55号）
- (3) 姫路市立球技スポーツセンター条例（昭和57年姫路市条例第1号）
- (4) 姫路市立中央体育館条例（昭和63年姫路市条例第4号）

附 則（平成17年12月20日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第78号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、附則第6条から第20条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第37号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第25号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第4号）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年6月1日から施行する。

(姫路市地域体育施設条例の廃止)

第2条 姫路市地域体育施設条例（平成18年姫路市条例第60号）は、廃止する。

(姫路市地域体育施設条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に、前条の規定による廃止前の姫路市地域体育施設条例の規定によりなされた許可その他の処分は、第1条の規定による改正後の姫路市体育施設条例の相当規定によりなされた許可その他の処分とみなす。

附 則（平成23年6月27日条例第39号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定中「以下第23条までにおいて同じ。」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日条例第 56 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 第 1 項第 4 号の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の姫路市立姫路球場の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 26 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第 4 の規定は、施行日以後にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の姫路市体育施設条例（以下「旧条例」という。）別表第 5 第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定により交付された回数券は、施行日以後も、なお従前の例により使用することができる。
- 4 施行日前に旧条例別表第 5 第 1 項第 5 号の規定により交付された回数券は、卓球場及びトレーニングルームを除き、施行日以後も、なお従前の例により使用することができる。この場合において、卓球場においては大人の回数券にあつては使用券 1 枚につき 50 円を、小人の回数券にあつては使用券 1 枚につき 20 円を、トレーニングルームにおいては使用券 1 枚につき 100 円を追加して納付することにより、施行日以後も、使用することができるものとする。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日条例第 53 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 姫路市立広畑トレーニングルームに係る姫路市体育施設条例第 19 条第 1 項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、

姫路市体育施設条例第 17 条から第 19 条まで並びに第 23 条第 2 項及び第 4 項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 30 年 6 月 27 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の姫路市体育施設条例別表第 4 第 1 項第 11 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料（姫路市体育施設条例第 23 条第 1 項の規定により体育施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、当該料金）について適用する。
- 3 施行日前に姫路市勤労市民会館条例の規定によりなされた姫路市勤労者体育センターに係る許可及びこの条例の施行の際現に姫路市勤労市民会館条例の規定によりなされている姫路市勤労者体育センターに係る申請は、姫路市体育施設条例の相当規定によりなされた許可及び申請とみなす。

（準備行為）

- 4 姫路市立飾磨体育館に係る姫路市体育施設条例第 19 条第 1 項による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条例第 17 条から第 19 条まで並びに第 23 条第 2 項及び第 4 項の規定により行うことができる。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 36 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の姫路市体育施設条例別表第 4 の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に基づく体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 6 月 29 日条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 姫路市家島B&G海洋センター、姫路市立家島運動広場、姫路市立坊勢スポーツセンター及び姫路市立坊勢運動広場に係る姫路市体育施設条例第19条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市体育施設条例第17条から第19条まで並びに第23条第2項及び第4項の規定により行うことができる。

附 則 (令和5年6月27日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 姫路市立スケートボードパークに係る姫路市体育施設条例第19条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市体育施設条例第17条から第19条までの規定により行うことができる。

附 則 (令和5年12月20日条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第4の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行の際現に、同条の規定による改正前の別表第5第1項第1号から第5号までの規定（以下「旧規定」という。）により交付されている回数券は同条の規定による改正後の別表第5第1項第1号から第5号までの規定（以下「新規定」という。）により交付された回数券と、旧規定により交付されている年間使用券は新規定により交付された年間使用券とみなす。この場合において、新規定により交付されたものとみなされる年間使用券の有効期間は、同条の規定の施行の日における旧規定により交付されている年間使用券の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

附 則 (令和6年12月24日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中姫路市体育施設条例第1条、第14条及び第19条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和7年4月1日

(3) 第2条の規定 市長が告示で定める日
（準備行為）

2 第2条の規定による改正後の姫路市体育施設条例別表第1に規定する姫路市立ひめじスーパーアリーナの管理に関し必要な使用許可その他の準備行為は、前項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

体育施設名	施設の区分	
	競技場	附帯施設
姫路市立総合スポーツ会館	競技場（観客席を含む。） 柔道場（観客席を含む。） 剣道場（観客席を含む。） 弓道場 卓球場 温水プール（プール用更衣室を含む。） トレーニングルーム	会議室、役員室、更衣室（プール用更衣室を除く。）
姫路市立中央体育館	第1競技場（観客席を含む。） 第2競技場 相撲場	第1会議室、第2会議室、役員室、選手控室、更衣室
姫路市立球技スポーツセンター	球技場（観客席を含む。） 野球場（観客席を含む。） テニスコート 多目的広場	会議室、本部室、更衣室（シャワーを含む。）、浴室
姫路市立ひめじスーパーアリーナ	メインアリーナ（観客席を含む。） サブアリーナ（観客席を含む。）	会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、会議室6、会議室7、会議室8、

	む。) 柔道場（観客席を含む。） 剣道場（観客席を含む。） 近的用弓道場（観客席を含む。） 遠的用弓道場 卓球場 トレーニングルーム 多目的スタジオ 1 多目的スタジオ 2 ランニングコース 50m温水プール（観客席を含む。） 25m温水プール（観客席を含む。） 屋外附属プール 多目的広場	研修室 1、研修室 2、本部役員室 1、本部役員室 2、選手控室 1、選手控室 2、選手控室 3、選手控室 4、審判更衣室 1、審判更衣室 2、多目的更衣室 1、多目的更衣室 2、多目的更衣室 3、来賓室 1、来賓室 2、来賓室 3、来賓室 4、来賓室 5、来賓控室、特別観覧室 1、特別観覧室 2、特別観覧室 3、特別観覧室 4、特別観覧室 5、特別観覧室 6、プレス室 1、プレス室 2、放送室 1、放送室 2、技術統計記録室 1、技術統計記録室 2、センサリールーム、キッズルーム
姫路市立姫路球場	野球場（スタンドを含む。）	会議室 1、会議室 2、審判員控室、更衣室（シャワーを含む。）、その他の室
姫路市立豊富球場	野球場（スタンドを含む。） 多目的広場	会議室、本部室、更衣室、シャワールーム
姫路市立中島野球場	野球場	
姫路市立灘浜野球場	野球場	
姫路市立広畑野球場	野球場	
姫路市立白浜新開野球場	野球場	
姫路市立林田グラウンド	多目的広場	
姫路市立陸上競技場	競技場（スタンドを含む。）	応接室・会議室、更衣室、休養室、シャワールーム、浴室
姫路市立田寺テニスコート	テニスコート	更衣室、シャワールーム
姫路市立網干テニスコート	テニスコート	

姫路市立広畑テニスコート	テニスコート	更衣室、シャワールーム
姫路市立広畑トレーニングルーム	トレーニングルーム 多目的ルーム	更衣室、シャワールーム
姫路市立花北体育館	競技場（ランニングロードを含む。） トレーニングルーム 多目的ルーム	会議室、更衣室
姫路市立飾磨体育館	競技場	会議室
姫路市立スケートボードパーク	スケートボード場	
姫路市立網干南公園相撲場	相撲場	諸室、放送設備
姫路市家島B&G海洋センター	体育館 多目的ルーム 温水プール（プール用更衣室を含む。）	ミーティングルーム
姫路市立家島運動広場	グラウンド テニスコート	
姫路市立坊勢スポーツセンター	体育館 多目的ルーム 温水プール（プール用更衣室を含む。） グラウンド テニスコート	ミーティングルーム
姫路市立坊勢運動広場	グラウンド	
姫路市立夢前スポーツセンター	体育館 柔道場 剣道場 多目的ホール グラウンド テニスコート	ミーティングルーム
姫路市立香寺温水プール	温水プール（プール用更衣室	

	を含む。)	
姫路市立香寺総合公園スポーツセンター	競技場 グラウンド 武道場 柔道場 野球場 テニスコート 卓球場 トレーニングルーム 多目的広場	更衣室（シャワーを含む。）
姫路市立安富スポーツセンター	グラウンド テニスコート 多目的広場	ミーティングルーム 更衣室（シャワーを含む。）
姫路市安富B&G海洋センター	プール（プール用更衣室を含む。）	

別表第2（第2条の2関係）

	区分	使用できる時間
1	姫路市立球技スポーツセンター 姫路市立姫路球場 姫路市立豊富球場 姫路市立中島野球場 姫路市立灘浜野球場 姫路市立広畑野球場 姫路市立白浜新開野球場 姫路市立林田グラウンド 姫路市立陸上競技場 姫路市立田寺テニスコート 姫路市立網干テニスコート 姫路市立広畑テニスコート	午前9時から午後5時まで（夜間照明設備のある野球場にあっては、午前9時から午後9時まで）
2	姫路市立総合スポーツ会館 姫路市立中央体育館	午前9時から午後9時まで（姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プールは、

	姫路市立ひめじスーパーアリーナ 姫路市立広畑トレーニングルーム 姫路市立花北体育館 姫路市立飾磨体育館 姫路市立スケートボードパーク 姫路市立網干南公園相撲場 姫路市立家島運動広場 姫路市立坊勢スポーツセンター 姫路市立坊勢運動広場 姫路市立夢前スポーツセンター 姫路市立香寺総合公園スポーツセンター 姫路市立安富スポーツセンター	午前 9 時から午後 5 時まで)
3	姫路市家島B&G海洋センター	午前 9 時から午後 9 時まで（舟艇の使用は、午前 9 時から午後 5 時まで）
4	姫路市立香寺温水プール	午前 9 時 3 0 分から午後 9 時まで（日曜日は、午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで）
5	姫路市安富B&G海洋センター	午前 1 0 時から午後 6 時まで

別表第 3（第 2 条の 3 関係）

	区分	休館日
1	姫路市立総合スポーツ会館 姫路市立中央体育館 姫路市立球技スポーツセンター 姫路市立ひめじスーパーアリーナ 姫路市立姫路球場 姫路市立豊富球場 姫路市立中島野球場 姫路市立灘浜野球場 姫路市立広畑野球場 姫路市立白浜新開野球場 姫路市立林田グラウンド 姫路市立陸上競技場	(1) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日まで (2) 姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プールは、1 1 月 1 日から翌年 4 月第 4 金曜日まで

	姫路市立田寺テニスコート 姫路市立網干テニスコート 姫路市立広畑テニスコート 姫路市立広畑トレーニングルーム 姫路市立花北体育館 姫路市立飾磨体育館 姫路市立スケートボードパーク 姫路市立夢前スポーツセンター 姫路市立香寺総合公園スポーツセンター 姫路市立安富スポーツセンター	
2	姫路市立網干南公園相撲場 姫路市家島B&G海洋センター 姫路市立家島運動広場 姫路市立坊勢スポーツセンター 姫路市立坊勢運動広場	(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。 (2) 12月28日から翌年1月4日まで (3) 姫路市家島B&G海洋センターの舟艇は、11月1日から翌年4月30日まで
3	姫路市立香寺温水プール	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年1月4日まで
4	姫路市安富B&G海洋センター	9月16日から翌年6月14日まで

別表第4（第8条、第23条関係）

1 基本使用料

(1) 姫路市立総合スポーツ会館

区分		午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
競技場	全面	円 3,300	円 3,960
	3分の2	2,200	2,640
	3分の1	1,100	1,320
柔道場	全面	1,200	1,440
	2分の1	600	720

剣道場	全面	1, 2 0 0	1, 4 4 0
	2 分の 1	6 0 0	7 2 0
弓道場		6 0 0	7 2 0
温水プール（１コースにつき）		9 0 0	1, 0 8 0

(2) 姫路市立中央体育館

区分		午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）	午後 5 時から午後 9 時まで（1 時間につき）
第 1 競技場	全面	円 4, 2 0 0	円 5, 0 4 0
	3 分の 2	2, 8 0 0	3, 3 6 0
	3 分の 1	1, 4 0 0	1, 6 8 0
第 2 競技場		1, 2 0 0	1, 4 4 0
相撲場		1, 0 0 0	1, 2 0 0

(3) 姫路市立球技スポーツセンター

区分		午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）
球技場	全面	円 3, 6 0 0
	2 分の 1	1, 8 0 0
野球場		1, 2 0 0
テニスコート（1 面につき）		5 0 0
多目的広場	全面	1, 0 0 0
	2 分の 1	5 0 0

(4) 姫路市立ひめじスーパーアリーナ

区分		午前 9 時から午後 9 時まで（1 時間につき）
メインアリーナ	全面	円 6, 3 0 0
	2 分の 1	3, 1 5 0
	3 分の 1	2, 1 0 0

サブアリーナ	全面	1, 7 0 0
	2 分 の 1	8 5 0
柔道場	全面	1, 7 0 0
	2 分 の 1	8 5 0
剣道場	全面	1, 7 0 0
	2 分 の 1	8 5 0
近的用弓道場	全面	1, 7 0 0
	2 分 の 1	8 5 0
遠的用弓道場	全面	1, 7 0 0
	2 分 の 1	8 5 0
多目的スタジオ 1		2, 1 0 0
多目的スタジオ 2		2, 1 0 0
5 0 m 温水プール（1 コースにつき）		2, 0 0 0
2 5 m 温水プール（1 コースにつき）		1, 0 0 0

(5) 姫路市立姫路球場

区分		午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）	午後 5 時から午後 9 時まで（1 時間につき）
野球場	グラウンド（スタンドを含む。）及び室内練習場	円 3, 8 0 0	円 4, 5 6 0
	グラウンド（スタンドを含む。）	3, 0 0 0	3, 6 0 0
	室内練習場（1 室につき）	1, 0 0 0	1, 2 0 0

(6) 姫路市立豊富球場

区分	午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）
野球場（スタンドを含む。）	円 1, 2 0 0
多目的広場	1 5 0

(7) 姫路市立中島野球場・姫路市立灘浜野球場・姫路市立広畑野球場・姫路市立白浜新開野球場

区分	午前 9 時から午後 5 時まで（夜間照明設備のある野球場にあって
----	-----------------------------------

	は、午前9時から午後9時まで）（1時間につき）
野球場（1面につき）	円 400

(8) 姫路市立林田グラウンド

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）
多目的広場	円 400

(9) 姫路市立陸上競技場

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）
競技場（スタンドを含む。）	円 1,900

(10) 姫路市立田寺テニスコート・姫路市立網干テニスコート・姫路市立広畑テニスコート

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）
テニスコート（1面につき）	円 500

(11) 姫路市立広畑トレーニングルーム

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
多目的ルーム	円 1,000	円 1,200

(12) 姫路市立花北体育館

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
競技場	円 1,000	円 1,200
多目的ルーム	600	720

(13) 姫路市立飾磨体育館

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
----	----------------------	----------------------

競技場	全面	円	円
		800	960
	2分の1	400	480

(14) 姫路市立スケートボードパーク

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
スケートボード場	円 1,000	円 1,200

(15) 姫路市立網干南公園相撲場

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
相撲場	円 700	円 840

(16) 姫路市家島B&G海洋センター

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
体育館	全面 円 800	円 960
	2分の1 400	480
多目的ルーム	400	480
温水プール（1コースにつき）	500	600

(17) 姫路市立家島運動広場

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
グラウンド	無料	無料
テニスコート（1面につき）	円 500	円 600

(18) 姫路市立坊勢スポーツセンター

区分	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
----	----------------------	----------------------

		時間につき)	時間につき)
体育館	全面	円 800	円 960
	2分の1	400	480
多目的ルーム		500	600
グラウンド		400	480
テニスコート（1面につき）		500	600
温水プール（1コースにつき）		600	720

(19) 姫路市立坊勢運動広場

区分	午前9時から午後9時まで（1時間につき）
グラウンド	無料

(20) 姫路市立夢前スポーツセンター

区分		午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
体育館	全面	円 800	円 960
	2分の1	400	480
多目的ホール		700	840
柔道場		400	480
剣道場		400	480
グラウンド	全面	400	480
	2分の1	200	240
テニスコート（1面につき）		500	600

(21) 姫路市立香寺温水プール

区分	午前9時30分から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
温水プール（1コースに	円	円

つき)	7 0 0	8 4 0
-----	-------	-------

(22) 姫路市立香寺総合公園スポーツセンター

区分		午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	全面	円 8 0 0	円 9 6 0
	2 分の 1	4 0 0	4 8 0
グラウンド	全面	4 0 0	4 8 0
	2 分の 1	2 0 0	2 4 0
武道場		4 0 0	4 8 0
柔道場		4 0 0	4 8 0
野球場		1, 2 0 0	1, 4 4 0
テニスコート	人工芝 (1 面につき)	5 0 0	6 0 0
	壁打ちコート	2 5 0	3 0 0
多目的広場		無料	無料

(23) 姫路市立安富スポーツセンター

区分		午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
グラウンド	全面	円 4 0 0	円 4 8 0
	2 分の 1	2 0 0	2 4 0
テニスコート (1 面につき)		5 0 0	6 0 0
多目的広場		無料	無料

2 割増料金等

- (1) 土曜日、日曜日及び休日における体育施設の使用料は、当該施設の使用区分に係る使用料の額 (次号に該当するときは、その割増料金を加算した額) にその使用料の 2 割の額を加算した額とする。

(2) 前項各号の表に定める時間以外の時間に体育施設を使用するときの使用料は、当該施設の使用区分に係る使用料の額（複数あるときは、最も低い額）にその使用料の5割の額を加算した額とする。

(3) 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料は、当該施設の使用区分に係る使用料の額（前号に該当するときは、その割増料金を加算した額）にその使用料の5割の額を加算した額とする。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に所在する学校に在学する者

(4) 使用者が体育施設をアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料は、当該施設の使用区分に係る使用料の額（前2号に該当するときは、その割増料金を加算した額）にその使用料の20割の額を加算した額とする。

(5) 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下「入場料等」という。）を徴収するときの使用料は、当該施設の使用区分に係る使用料の額（前3号に該当するときは、その割増料金を加算した額）に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。

ア 入場料等の最高額が1,000円未満のとき 5割

イ 入場料等の最高額が1,000円以上のとき 10割

(6) 前各号における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(7) 使用時間は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

別表第5（第8条、第23条関係）

1 個人使用料

(1) 姫路市立総合スポーツ会館・姫路市立中央体育館・姫路市立陸上競技場・姫路市立広畑トレーニングルーム・姫路市立花北体育館・姫路市立飾磨体育館

区分	使用料		
	当日使用券（各施設（陸上競技場を除く。）1人1回1時間以内につき）	回数券（使用券11枚つづり）	年間使用券（各施設1人1年につき）

姫路市立	競技場	円		円	
総合スポーツ会館	柔道場	大人 180	大人 1,800		
	剣道場	小人 90	小人 900		
	卓球場				
	弓道場	大人 180	大人 1,800		
	温水プール	大人 300	大人 3,000		
		小人 150	小人 1,500		
	トレーニングルーム	大人 240	大人 2,400		
姫路市立	第1競技場	大人 240	大人 2,400		
中央体育館	第2競技場	小人 120	小人 1,200		
	相撲場				
姫路市立陸上競技場	競技場	1人1回につき 大人（高校生を除く。） 240 小人・高校生 120		大人（高校生を除く。） 9,600 小人・高校生 4,800	
姫路市立広畑トレーニングルーム	トレーニングルーム	大人 360			
姫路市立花北体育館	競技場	大人 180			
	多目的ルーム	小人 90			
	トレーニングルーム	大人 240			
姫路市立飾磨体育館	競技場	大人 180 小人 90			

(2) 姫路市立ひめじスーパーアリーナ（次号に掲げる競技場を除く。）

区分	使用料		
	当日使用券（1人1回）	回数券（使用券11枚）	定期使用券（1人1月）

	1 時間以内につき)	つづり)	につき)
サブアリーナ	円	円	円
	大人 300 小人 150		
柔道場	大人 300 小人 150		
剣道場	大人 300 小人 150		
卓球場	大人 300 小人 150		
近的用弓道場	大人 300 小人 150		
遠的用弓道場	大人 300 小人 150		
トレーニングルーム	大人 400	大人 4,000	大人 6,000
ランニングコース	大人 200 小人 100		
50m温水プール	大人 400	大人 4,000	大人 6,000
25m温水プール	小人 200	小人 2,000	小人 3,000

(3) 姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プール及び多目的広場

区分	使用料	
	当日使用券（1人1回につき）	回数券（使用券11枚つづり）
屋外附属プール	円	円
	大人 1,100	大人 11,000
多目的広場	小人（3歳未満の者を除く。） 500	小人（3歳未満の者を除く。） 5,000

(4) 姫路市家島B&G海洋センター・姫路市立坊勢スポーツセンター

区分	使用料	
	当日使用券（1人1回1時間以内につき）	回数券（使用券11枚つづり）

姫路市家 島B&G海 洋センタ ー	体育館	円	円
		大人 120 小人 60	大人 1,200 小人 600
	多目的ルーム	大人 120 小人 60	大人 1,200 小人 600
	温水プール	大人 180 小人 90	大人 1,800 小人 900
姫路市立 坊勢スポ ーツセン ター	体育館	大人 120 小人 60	大人 1,200 小人 600
	多目的ルーム	大人 120 小人 60	大人 1,200 小人 600
	温水プール	大人 300 小人 150	大人 3,000 小人 1,500

(5) 姫路市立夢前スポーツセンター

区分	使用料	
	当日使用券（1人1回1時間以内につき）	回数券（使用券11枚つづり）
体育館	円	円
柔道場	大人 120	大人 1,200
剣道場	小人 60	小人 600
多目的ホール		

(6) 姫路市立香寺温水プール

区分	使用料	
	当日使用券（1人1回1時間以内につき）	回数券（使用券11枚つづり）
温水プール	円	円
	大人 300	大人 3,000
	小人 150	小人 1,500

(7) 姫路市立香寺総合公園スポーツセンター

区分	使用料
----	-----

	当日使用券（各施設１人１回１時間以内につき）	回数券（使用券１１枚つづり）
競技場	円	円
武道場	大人 １２０	大人 １，２００
柔道場	小人 ６０	小人 ６００
卓球場	大人 １８０ 小人 ９０	大人 １，８００ 小人 ９００
トレーニングルーム	大人 ２４０	大人 ２，４００

(8) 姫路市安富B&G海洋センター

区分		使用料	
		使用料（１人１回につき）	期間使用券（６月１５日から９月１５日まで）
プール	大人	円 ２４０	円 ２，４００
	小人	１２０	１，２００

２ 備考

- (1) 「大人」とは、義務教育終了後の者をいう。
- (2) 「小人」とは、義務教育終了前の者をいう。
- (3) 使用する時間帯は、別に市長が定める時間帯とする。
- (4) 使用する場所は、体育施設の係員が指定した場所とする。
- (5) 年間使用券の使用期間は、交付を受けた日から起算して１年間とする。
- (6) 定期使用券の使用期間は、交付を受けた日から起算して１月間とする。